

平成 28 年度白鷹町社会福祉協議会介護職員初任者研修事業学則

1 開講目的

急速に進む少子高齢社会の中、世帯構成の変化、就業構造等の変化により町民の福祉・介護ニーズは多様化、高度化してきている。これらのニーズに対応するためより質の高い福祉・介護人材の確保が求められております。

この状況下、高校生、一般も含めた形で介護職員初任者研修を開講し、地域福祉へ貢献できる介護人材の育成・確保のため、当社会福祉協議会において介護職員の養成講座を開講するものです。

2 研修事業の名称

平成 28 年度白鷹町社会福祉協議会介護職員初任者研修事業

3 課程編成責任者の氏名

白鷹町社会福祉協議会 主事 塩地 良太

4 実施場所

講義会場: 白鷹町大字荒砥甲 488 番地	白鷹町健康福祉センター
演習会場: 白鷹町大字荒砥甲 488 番地	白鷹町健康福祉センター
実習会場: 白鷹町大字荒砥甲 377 番地	特別養護老人ホーム白光園

5 研修期間

平成 28 年 5 月 2 日(月)～平成 28 年 10 月 28 日(金)

6 研修修了の認定方法

修了の認定は、研修の全科目を履修し、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えていると事業所長が認めた者とする。なお、修了評価の方法は次の通りとする。

- ① 修了評価は、全科目の修了後に筆記試験により行う。
- ② 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の演習の修了評価は、実技試験により行う。
- ③ 生活支援技術の演習に係る施設実習は、各実習先からの実習報告書に基づき当該科目・項目の担当講師が評価する。
- ④ 上記①(筆記試験)②(実技試験)③施設実習の修了評価は、それぞれ 100 点満点とし、A(80 点以上)、B(70～79 点)、C(60～69 点)、D(60 点未満)、の4区分により評価する。
- ⑤ 上記評価区分でそれぞれの評価結果が C 及び D と判断された者については、再試験を実施する。再試験の結果、B 区分以上の者のみ合格とする。

7 受講資格

平成 28 年度県立荒砥高等学校第3学年及び白鷹町に通勤、通学している方で受講を希望する者※山形県立荒砥高等学校生徒を優先します。

8 受講手続(募集要項等)

- ①指定申込用紙に必要事項を記入し、期日まで提出する。
- ②受講者は書類選考により決定し、文書により通知する。

9 受講料、実習費等

- ① 荒砥高等学校生徒 無料但し、テキスト代6,069円は負担
- ② 一般 20,000円 他にテキスト代6,069円

10 定員

10人

11 テキストの名称

『介護職員初任者研修テキスト』

発行 財団法人 介護労働安定センター

12 補講の方法

原則として欠席者に対する補講は行わない。但し、天変地異その他やむを得ない理由があり、その理由が妥当と認められる場合で講師が確保できる場合は補講するものとする。(補講費用は無料)

13 修了者の管理

修了者名簿を作成し知事に提出する。修了証明書を紛失した場合の再発行について、事業所に再発行手続き書を提出すると再発行可能。なお、再発行の手数料は無料とする。